

令和4年度 第7回総会

議 事 録

堺市農業委員会

### 1 開催日時及び場所

日 時 令和4年10月6日（木）午後1時30分から午後2時10分

場 所 堺市役所高層館12階農業委員室

### 2 委員数

(1) 現在総数 14人

(2) 出席委員 11人

|      |      |      |
|------|------|------|
| 西尾朝嗣 | 光田裕次 | 檀野隆一 |
| 山本光男 | 松川幸男 | 池上正昭 |
| 田中宏  | 山本一彦 | 藤田昇  |
| 北井秀信 | 橋本雅世 |      |

(3) 欠席委員

|      |      |      |
|------|------|------|
| 芝尾恭典 | 柳下清隆 | 中野元裕 |
|------|------|------|

(4) 農地利用最適化推進委員の出席 9人

|      |      |       |
|------|------|-------|
| 小林義博 | 井上和夫 | 野里孝雄  |
| 中尾美昭 | 高岡一平 | 塔本順一  |
| 岸田勝夫 | 岡所次郎 | 坂口竹四郎 |

(5) 欠席委員

|      |      |      |
|------|------|------|
| 野口宜律 | 藤原武平 | 寺山忠夫 |
| 重谷勝次 |      |      |

### 3 議事説明員

農業委員会事務局

|       |       |
|-------|-------|
| 事務局長  | 名越幸司  |
| 事務局次長 | 河辺眞佐彦 |
| 主幹    | 山本幸夫  |
|       | 立石竜也  |

#### 4 付議事項

- 議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第43号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第45号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第46号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について
- 議案第47号 農用地利用集積計画の決定について
- 報告第34号 農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第35号 農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第36号 農業従事証明の発行の報告について
- 報告第37号 農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について

## 5 会議の概要

議長（檀野隆一会長）から開会宣言

議長 ただいまから令和4年度第7回総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、規定によりまして、議長において山本一彦委員、藤田昇委員のご兩名を指名いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、ご兩名にお願いいたします。

審議に先立ちまして、事務局から諸般の報告をいたします。

事務局 出席委員の報告をいたします。現在議場に在席する委員は、14名中11名でございます。なお、芝尾恭典委員、柳下清隆委員、中野元裕委員から欠席の旨、届出がされております。また、農地利用最適化推進委員は9名の出席をいただいております。

続きまして、申請書等抜粋表と議案説明書につきまして、訂正がございます。まず、申請書等抜粋表の7ページと8ページ、議案第47号「農用地利用集積計画（案）抜粋表」、受付番号第57号と第63号、貸借料の単位が「g」表記になっておりますが、正しくは「kg」でございます。続きまして、議案説明書、議案第43号「農地法第4条の規定による許可申請について」、受付番号第4号、「申請人は、付近住民より」を「申請人は、近隣事業所より」に訂正をお願いいたします。以上でございます。

議長 これより審議に入ります。

本日、ご審議いただく案件は、議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請について」から報告第37号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計10件であります。

それではまず、議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請につい

て」をご説明いたします。受付番号第34号から第38号をご説明いたします。

まず、受付番号第34号は、申請地が南区野々井で市街化調整区域内にあり周辺は畑、宅地及び道路に囲まれており、地目は田1筆、面積は158平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第35号は、申請地が東区日置荘西町8丁で市街化調整区域内にあり周辺は田、宅地及び道路に囲まれており、地目は田1筆、面積は515平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第36号は、申請地が東区草尾と東区高松で市街化調整区域内にあり周辺は畑、原野、宅地及び道路に囲まれており、地目は田畑3筆、面積は合計3,040平方メートルで現在うね及び耕うん済の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第37号は、申請地が北区金岡町で市街化調整区域内にあり周辺は畑、宅地及び道路に囲まれており、地目は田1筆、面積は1,550平方メートルで現在ハウスの状態です。

今回、譲受人が贈与により持分3分の1を譲り受けるための申請です。

次に、受付番号第38号は、申請地が北区金岡町で市街化調整区域内にあり周辺は田及び農道に囲まれており、地目は田1筆、面積は1,424平方メートルで現在水稻の状態です。

今回、譲受人が真正な登記名義の回復をするための申請です。

以上5件の申請につきまして、現地調査及び申請内容の精査を行った結果、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第43号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第43号「農地法第4条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第4号と第5号をご説明いたします。

まず、受付番号第4号は、自己転用するものです。申請人は西区菱木4丁に居住する農業者で、申請地は西区菱木4丁の田1筆、面積は482平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は近隣事業所より要望があった為、本申請地を露天駐車場として使用するものです。

申請は令和4年9月20日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水は発生いたしません。雨水については自然浸透及び敷地内U字溝より北側水路へ放流する計画です。周囲にはブロックを2～3段積みする計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第5号は、自己転用するものです。申請人は西区菱木4丁に居住する農業者で、申請地は西区山田4丁の田1筆、面積は

264平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は賃貸している露天車両置場の借地人より要望があった為、隣接している本申請地を露天車両置場として使用するものです。

申請は令和4年9月21日、同日農業委員会受付となっております。農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については自然浸透及び隣接既存車両置場のU字溝を利用し北側水路に放流する計画です。周囲にはブロック2段積みする計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第31号から第36号をご説明いたします。

まず、受付番号第31号は、賃借権を設定し転用するものです。申請人は被設定人が大阪府松原市西野々1丁目で土木建築業を営む法人で、申請地は美原区多治井の田1筆、面積は398平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は現在使用している資材置場が手狭となっ

たため、隣接している本申請地を賃借し、露天資材置場として使用するものです。

申請は令和4年9月20日、同日農業委員会受付となっております。農地区分は農地法施行規則第46条に該当し、第2種農地ですが、本申請地は、既存資材置場の隣接地にあり、交通及び事業の運営上、都合が良いため、代替性はないものと判断されたものです。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については敷地内にU字溝を新設し、東側水路へ放流する計画です。周囲にはブロック3段積みのうえフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第32号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が美原区北余部に居住する電気工事業を営む法人の代表者で、申請地は美原区小平尾の田3筆、面積は合計413平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は都市計画法第29条の開発許可を受け、本申請地を取得し、水素ステーションの防爆機器製造工場を建築するものです。

申請は令和4年9月21日、同日農業委員会受付となっております。農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については浄化槽を設置し北東側道路側溝へ放流する計画です。雨水については、敷地内に雨水枡を設置し北東側道路側溝へ放流する計画です。周囲にはブロック設置のうえフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第33号は、賃借権を設定し転用するものです。申請人は被設定人が東京都千代田区二番町で物販業を営む法人で、申請地は美原区黒山の田1筆、面積は644平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は現在使用している駐車場が手狭なため、隣接地の本申請地を賃借し、露天駐車場として使用するものです。

申請は令和4年9月22日、同日農業委員会受付となっております。農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。



被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については敷地内にグレーチング側溝を新設し、東側道路雨水管に接続する計画です。周囲にはブロック3段積みのうえフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第34号は、賃借権を設定し転用するものです。申請人は被設定人が西区草部の畳製造業を営む法人で、申請地は西区草部の田2筆、面積は合計1,395平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は都市計画法第29条の開発許可を受け、本申請地を賃借し、工場・倉庫を建築するものです。

申請は令和4年9月22日、同日農業委員会受付となっております。農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。被害防除については、汚水については敷地内に汚水柵を設置し、東側道路雨水管に接続する計画です。雨水については敷地内に雨水柵を設置し北側道路雨水管に接続する計画です。周囲にはブロックのうえにフェンスを新設、又は既存の擁壁及びフェンスを利用する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第35号は、賃借権を設定し転用するものです。申請人は被設定人が南区豊田の運送業を営む法人で、申請地は南区豊田の田1筆、面積は674平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は事業所敷地内の駐車場が手狭なため、隣接地の本申請地を賃借し、露天駐車場として使用するものです。

申請は令和4年9月22日、同日農業委員会受付となっております。農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については敷地内既設U字溝より東側道路雨水管に接続する計画です。周囲には既設コンクリート擁壁の上にブロックを1段積みする計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第36号は、使用貸借による権利を設定し転用するものです。申請人は被設定人が西区菱木4丁に居住する会社員2名で、申

請地は南区檜尾の田1筆、面積は270平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は都市計画法第29条の開発許可を受け、本申請地を使用貸借し、分家住宅を建築するものです。

申請は令和4年9月22日、同日農業委員会受付となっております。農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については、敷地内既設汚水柵より南東側道路污水管に接続する計画です。雨水については敷地内新設雨水柵より南東側道路側溝へ放流する計画です。周囲にはブロック2段積みする計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第45号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第45号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」をご説明いたします。受付番号第10号をご説明いたします。

受付番号第10号は、申請人が中区東八田に居住する農業者で、申請地は中区東八田と中区平井の田2筆、面積は合計1,290平方メートルのうち1,217平方メートル、現在水稻及び保全管理中の状態です。

本件について、申請書等に記載された内容が特に問題は無いものと判断いたします。

なお、当該地区協議会におきまして、適用農地の可否及び当事者の適格性について、承認相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第46号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第46号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について」をご説明いたします。受付番号第11号から第15号をご説明いたします。

まず、受付番号第11号は、相続人が大阪府大阪狭山市山本北に居住する農業者で、申請地は東区北野田の田1筆、面積は1,381平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。

次に、受付番号第12号は、相続人が大阪府大阪狭山市山本北に居住する農業者で、申請地は東区西野の畑3筆、面積は合計405.43平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。

次に、受付番号第13号は、相続人が大阪府羽曳野市高鷲1丁目に居住する農業者で、申請地は美原区多治井の田2筆、面積は合計1,852平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。

次に、受付番号第14号は、相続人が大阪府羽曳野市高鷲8丁目に居住する農業者で、申請地は美原区多治井の田1筆、面積は1,064

平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。

次に、受付番号第15号は、相続人が大阪府羽曳野市高鷲1丁目に居住する農業者で、申請地は美原区多治井の田1筆、面積は1,206平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、特例農地の利用状況について確認書抜粋表のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第47号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。ただし、受付番号第48号と第62号につきましては、芝尾恭典委員に関する事項につき、これを除外してご審議いただきます。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第47号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。受付番号第46号と第47号、第49号から第61号、第63号をご説明いたします。

まず、受付番号第46号は、申請地は北区野遠町の田2筆、面積は合計1,854平方メートルで、現在水稻の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年で解除条件付きの貸借です。

次に、受付番号第47号は、申請地は南区野々井の田3筆、面積は合計1,246平方メートルで、現在水稻の状態です。再設定で貸借権を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第49号は、申請地は南区豊田の田1筆、面積は1,

629平方メートルで、現在水稲の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第50号は、申請地は南区别所の田1筆、面積は351平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第51号は、申請地は美原区大保の田2筆、面積は合計1,493平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第52号は、申請地は中区上之の田1筆、面積は919平方メートルで、現在水稲の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第53号は、申請地は中区陶器北の畑2筆、面積は合計3,520平方メートルで、現在ハウス及び保全管理中の状態です。新規で賃借権を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第54号は、申請地は美原区小寺の田1筆、面積は632平方メートルで、現在水稲の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年で解除条件付きの貸借です。

次に、受付番号第55号は、申請地は東区石原町1丁の田1筆、面積は1,186平方メートルで、現在水稲の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第56号は、申請地は美原区平尾の田1筆、面積は965平方メートルで、現在保全管理中一部野菜の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第57号は、申請地は中区辻之の田2筆、面積は合計3,500平方メートルで、現在水稲の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第58号は、申請地は南区檜尾の田1筆、面積は882平方メートルで、現在休耕の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第59号は、申請地は南区别所の田2筆、面積は合

計 881 平方メートルで、現在保全管理中の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は 3 年です。

次に、受付番号第 60 号は、申請地は南区美木多上の田 4 筆、面積は合計 1,053 平方メートルで、現在ハウス及び野菜の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は 3 年です。

次に、受付番号第 61 号は、申請地は南区檜尾の田 2 筆、面積は合計 491 平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は 3 年です。

次に、受付番号第 63 号は、申請地は北区野遠町の田 1 筆、面積は 1,130 平方メートルで、現在水稻の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は 3 年です。

以上の計画は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をみたしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、議案第 47 号の受付番号第 48 号と第 62 号をご審議いただきます。

本件につきましては、委員個人に関する事項につき、審議に先立ち「農業委員会等に関する法律第 31 条議事参与の制限の規定」を適用し、芝尾恭典委員の退席を求めますが、本日欠席の為、このまま進めさせていただきます。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第47号「農用地利用集積計画の決定について」の受付番号第48号と第62号をご説明いたします。

まず、受付番号第48号は、申請地は北区金岡町の田1筆、面積は565平方メートルで、現在水稻の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第62号は、申請地は北区金岡町の田1筆、面積は796平方メートルで、現在水稻の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

以上の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、報告第34号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第37号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計4件を一括して議題といたします。

報告の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは報告第34号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第37号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計4件を一括してご説明いたします。

まず、報告第34号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は4件ございました。いずれも内容につ

きましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第35号「農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は4件ございました。内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第36号「農業従事証明の発行の報告について」は1件ございました。受付番号第3号は申請地が美原区小寺の田1筆、面積は1,324平方メートルのうち198.77平方メートル、申請人の年間耕作日数は200日、市街化調整区域内の耕作面積は4,378.23平方メートル、申請目的は農業用倉庫で、添付書類も含め完備しておりましたので、書類を処理いたしました。

次に、報告第37号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」は7件ございました。まず、受付番号第27号は申請地が北区金岡町の田6筆、面積は合計513.12平方メートル、現況はシャッター付き倉庫及び住宅、経過年数は25年以上、次に受付番号第28号は、申請地が南区片蔵の田1筆、面積は271平方メートル、現況は住宅、経過年数は65年以上、次に受付番号第29号は、申請地が北区中百舌鳥町6丁の田1筆で面積は171平方メートル、現況は更地、経過年数は35年以上、次に受付番号第30号は、申請地が南区泉田中の田2筆、面積は合計141平方メートル、現況は更地及び小屋、経過年数は10年以上、次に受付番号第31号は、申請地が中区田園の畑1筆、面積は386平方メートル、現況は露天資材置場、経過年数は50年以上、次に受付番号第32号は、申請地が中区平井の田1筆、面積は99平方メートル、現況は露天駐車場、経過年数は15年以上、次に受付番号第33号は、申請地が北区長曾根町の畑2筆、面積は合計300平方メートル、現況は住宅、経過年数は20年以上でした。以上7件につきましては、全て非農地である旨の報告を、いずれも総会の決定による回答が期日間に合わないため、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。



た。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件報告について承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、報告は承認されました。

以上で、令和4年度第7回総会に付議された案件は、すべて議了いたしました。これをもって、閉会いたします。

## 採決・承認事項及び賛否数

| (案件番号)   | (結 果)    | (賛否数)   |
|----------|----------|---------|
| ○ 議案第42号 | 原案のとおり可決 | 全 会 一 致 |
| ○ 議案第43号 | 原案のとおり可決 | 全 会 一 致 |
| ○ 議案第44号 | 原案のとおり可決 | 全 会 一 致 |
| ○ 議案第45号 | 原案のとおり可決 | 全 会 一 致 |
| ○ 議案第46号 | 原案のとおり可決 | 全 会 一 致 |
| ○ 議案第47号 | 原案のとおり可決 | 全 会 一 致 |
| ○ 報告第34号 | 承 認      | 全 会 一 致 |
| ○ 報告第35号 | 承 認      | 全 会 一 致 |
| ○ 報告第36号 | 承 認      | 全 会 一 致 |
| ○ 報告第37号 | 承 認      | 全 会 一 致 |

署名委員

会

長

檀野隆一

委

員

山本一彦

委

員

藤田昇